



® 平成 29 年 4 月 7 日 (金)
No. 14420 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第1回 最高人民法院の新しい「商標権の付与、
権利確定の行政事件の審理における若干問題に関する規定」の公布… (1)

中国知財の最新動向 第1回

最高人民法院の新しい 「商標権の付与、権利確定の行政事件の 審理における若干問題に関する規定」の公布

BLJ法律事務所
弁護士 遠藤 誠¹

<連載開始にあたって>

今回から、「中国知財の最新動向」と題して、中国の知的財産法に関する法令・判例・実務等に関する最新動向について、原則として隔月ペースで紹介していきたい。

「自主创新国家」を目指す中国は、ますます知的財産権保護強化の傾向を強めている。今や、中国における特許及び商標の出願・登録・訴訟の件数は、圧倒的に世界ナンバーワンである。日本企業が中国における訴訟提起等により知的財産権を行使することも、全く珍しいことではなくなった。一部の中国企



特許業務法人 三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル
TEL: 06-6203-0941 (代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長 中野 睦子*
社員 菱田 高弘*

化学・バイオ部

宮川 直之
北野 善基*
河合 永文*
東野 匡容*
難波 泰明*
栗垣 善行
西橋 毅

森嶋 正樹
淀谷 幸平*
八木 祥次
兼本 伸昭*
幸 芳*
田中 巖輝
野村 千澄

機械・電気部

鈴木 由充
鶴 寛
奥山 美保

商標・意匠部

松本 康伸*
前田 幸嗣*
中川 博司

新田 研太
植田 慎吾

小川 雅加美*
青木 覚史

顧問

小原 健志*

知財情報室

関 仁士

SAEGUSA & PARTNERS

代表社員・相談役 三枝 英二*
代表社員・所長 林 雅仁*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長・東京オフィス所長 斎藤 健治
社員・副所長 岩井 智子

化学・バイオ部

藤田 雅史
池上 美穂

商標・意匠部

田上 英二

湯 宗義



*特定侵害訴訟代理可能

www.saegusa-pat.co.jp

業は、外国企業に対する買収を積極的に行う等して、技術レベルを一気に高めている。中国市場は、日本企業にとって最も重要な市場の一つであり、日本企業が中国の知財動向の影響を受ける可能性はますます高くなっている。これらのことに鑑みると、日本企業としては、中国知財の最新動向に対して、常に注意を払っていく必要があるといえよう。

本連載が、読者の皆様にとって少しでも参考になることがあれば、望外の幸である。

I はじめに

2017年1月10日、最高人民法院は、「商標権の付与、権利確定の行政事件の審理における若干問題に関する規定」(以下「本規定」という)を公布した²。施行日は、2017年3月1日である。本規定は、商標権の付与、権利確定の行政事件を正確に審理するため、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国行政訴訟法」等の法律規定に基づき、制定・公布されたものである。

本規定にいう「商標権の付与、権利確定の行政事件」とは、國務院工商行政管理部門商標評審委員会(以下「商標評審委員会」という)が下した商標拒絶復審、商標不登録復審、商標取消復審、商標無効宣告及び無効宣告復審等の行政行為を不服として、人民法院に提起された訴訟事件をいう(本規定1条)³。

「商標権の付与、権利確定の行政事件」における解釈指針としては、2010年4月20日に公布された「商標権の付与、権利確定の行政事件の審理における若干問題に関する意見」(以下「2010年意見」という)があった⁴。2010年意見は、司法解釈ではなく、指導的な見解を示す通達に過ぎなかったが、本規定は、実質的に2010年意見に取って代わるものである。

本規定は、商標法全般にわたり、従前は明らかでなかった多数の論点につき明確化する条文を置いており、極めて重要な司法解釈であるといえる。また、本規定には、冒認出願・抜け駆け登録(ある特定の商標が中国でいまだ出願・登録されていないことを奇貨として、第三者が先に当該商標を出願・登録すること)への対策として役立つ可能性のある条文(例えば、商標法32条等)について多くのことを明確化しており、一般的には、日本企業・日系企業にとって歓迎すべき内容であるといえよう。

そこで、以下においては、本規定の主なポイントについて紹介することとしたい。

II 本規定の主なポイント

全31条からなる本規定の主なポイントは、以下のとおりである。

1 商標法10条1項8号の「その他の不良な影響を及ぼす」商標の意義の明確化 ～政治、経済、文化、宗教、民族等の分野の社会的地位にある人物の氏名等は商標使用禁止～

(1) 本規定のポイント

商標法10条1項8号によると、「社会主義道徳・風習に有害であり又はその他の不良な影響を及ぼすもの」は、商標として使用してはならない。

しかし、ここにいう「その他の不良な影響を及ぼすもの」の意義は必ずしも明らかではなかった。

本規定は、まず、「商標標識又はその構成要素が、中国の社会公共利益及び公共秩序に対し消極的、マイナスの影響を生じるおそれがある場合」は「その他の不良な影響を及ぼすもの」に該当するものとした(本規定5条1項)。

そして、「政治、経済、文化、宗教、民族等の分野の社会的地位にある人物⁵の氏名等」がこれに該当することを明記した(本規定5条2項)。

(2) コメント

近時、中国では、政治、経済、文化、宗教、民族等の分野の社会的地位にある人物の氏名等の冒認出願・抜け駆け登録が非常に多く行われているが、本規定5条2項により、どの程度これに対処することが可能かが注目される。なお、「氏名権」については、商標法32条前段の「先行権利」に該当するとの主張も可能である(後述「7(1)(ア)③」を参照)。

2 商標の顕著性の判断基準の明確化 ～関連公衆の通常の認識に基づき、当該商標が全体的に顕著な特徴を有するか否か～

(1) 本規定のポイント

本規定は、商標の顕著性の判断基準につき、以下のことを明らかにした(7条)。